

「令和 7 年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務」 事業者選定方針

1 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1 次書類審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1 次審査は書面審査にて行い、最終審査（上位 3 者）へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

最終審査会の開催日時及び場所については、1 次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行う事とし、公開しない。尚、1 次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

1 次審査 評価項目：企業の評価等

最終審査 評価項目：技術・価格等

(2) 評価方法

- ① 各評価者は「令和 5 年度 渡嘉敷村観光誘客受入委託業務」評価表」（以下「評価表」という。）により評価を行う。
- ② 評価に当たっては、「評価の視点※評価点の目安」を参考にするものとする。
- ③ 評価表は、事務局において取りまとめ集計する。

(3) 事業者の選定

各評価者の評価の合計点数が最も高い事業者を最優先事業者とし、同点の場合はそのすべての事業者の中から、いずれかの事業者を委員協議の上、選定する。

(4) 提案者が 1 者の場合の選定

提案者が 1 者の場合は、委員評価点数の平均値が評価基準点 60%を上回ることを条件に、当該提案の提案者を優秀提案者とする。

評価の配点（技術点、価格点の配分）

評価の点数については、合計 100点 満点とし、得点配分については下記のとおりとする。

【得点配分】

合計点 100点	企業の評価等 20点	企業の信頼度
		5点
		同種・類似案件の実績
		5点
		実施体制
		5点
	技術点 70点	取組意欲及び業務の理解度
		5点
	技術点 70点	提案内容
		70点
	価格点 10点	

「価格点について」

提出された見積書により、次の計算により算出する。

価格点 = 10点 × (提出された見積価格のうち最低価格 ÷ 各提案者の見積価格)
※小数点以下第2位四捨五入